

# 東京都建設工事従事者の安全と健康を確保する推進会議設置要綱

(令和8年1月9日 7都市建字第1202号)

(名称)

第1条 本会は、東京都建設工事従事者の安全と健康を確保する推進会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画（以下「本計画」という。）に定める施策を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 本計画に定める施策の推進に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 会議は、次に掲げるメンバーにより構成する。

- (1) 別表1の職にある者
- (2) 別表2の団体に属する者で都市整備局長が委嘱する者

(会長)

第5条 会議の会長は、東京都都市整備局市街地建築部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、主催する。

2 会長は、必要があると認めるときは、専門家や関係団体等、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

3 会議は非公開とする。

4 会議終了後、議事要旨及び資料を公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報、又は会議の決定により公開を不相当と認めるときは、この限りでない。

(事務局)

第7条 会議の事務局を、東京都都市整備局市街地建築部建設業課に置く。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。

別表1

(凡例 ◎:会長)

東京都	都市整備局市街地建築部長 ◎ 財務局経理部契約調整技術担当課長 財務局建築保全部技術管理課長 産業労働局雇用就業部労働環境課長 建設局総務部技術管理課長 住宅政策本部住宅企画部技術管理課長 港湾局港湾整備部技術管理課長 交通局建設工務部計画改良課長 水道局建設部技術管理課長 下水道局計画調整部技術管理担当課長 都市整備局市街地建築部建設業課長
厚生労働省	東京労働局労働基準部安全課長
国土交通省	関東地方整備局建政部建設産業第一課長

別表2

一般社団法人 東京建設業協会 一般社団法人 東京都中小建設業協会 東京建設躯体工業協同組合 全建総連東京都連合会 建設業労働災害防止協会東京支部 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 一般社団法人 不動産協会
--